

北谷町共同利用型インキュベート施設
(美浜メディアステーション)
入居者募集要項

令和7年4月1日

北谷町経済振興課

目 次

第1	募集の主旨	P1
第2	施設概要	P1
第3	募集要項	P1
第4	審査基準	P6
第5	お問い合わせ先	P7
第6	その他	P7
第7	募集箇所	P8
第8	様式・資料等	P10

第1 募集の主旨

北谷町共同利用型インキュベート施設（以下「美浜メディアステーション」という。）は、情報通信業において研究開発に必要な施設等の提供及び研究開発成果の事業化を目指す者の支援を行うとともに、本町の地域の振興に資する産業に寄与することを目的としております。

今年度、美浜メディアステーションにおいて空室が生まれたことから、当該施設の設置目的に沿い、本町の産業振興施策を達成できる入居者を募集します。

第2 施設概要

- 施設名称：北谷町美浜メディアステーション
- 位 置：北谷町字美浜 16 番地の 2
- 敷地面積：2,208.07 m²
- 建築面積：932.70 m²
- 延床面積：2,219.57 m²
- 主要構造：鉄筋コンクリート造
- 建築用途：事務所
- 施設構成：占有施設及び会議室から構成
- 管 理 者：北谷町経済振興課

第3 募集要項

次の占有施設について入居者募集を行います。

占有施設	フロア	面積 (m ²)	使用料 (円/月)	占有施設目的
研究開発室	2 F	146.0	292,000	地域活性化及び人材育成を図るため
産業支援室 A	2 F	56.5	113,000	情報通信業並びに地域の振興に資する産業の発展のため
産業支援室 B	2 F	63.5	127,000	情報通信業並びに地域の振興に資する産業の発展のため
事務室 A	3 F	26.0	52,000	地域の振興に資する産業の発展のため ※情報通信業以外も可
事務室 D	3 F	25.0	50,000	地域の振興に資する産業の発展のため ※情報通信業以外も可
インキュベート室 A	3 F	24.0	48,000	情報通信業の振興のため
インキュベート室 C	3 F	26.0	52,000	情報通信業の振興のため

※上記内容は、条例等の改正によって変更される場合があります。

設備等概要

ア コンセント：壁面4か所（2口）、床面有り

イ テレビ端子：VHF/UHF、BS

ウ 照明：蛍光灯、一部LED

エ 床面：フリーアクセスフロア

オ 空調設備：冷房・換気有り（冷房は一般事務所用となっており、24H稼働型ではない。）

カ 共用施設：トイレ、ラウンジ

応募者は1者につき2室まで応募が可能です。

（例1）1室応募の場合：研究開発室

（例2）2室応募の場合：研究開発室と産業支援室A など

※各居室の詳細については、P8及びP9「美浜メディアステーション平面図」をご参照ください。

1 応募資格

- (1) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 役員等（役員及び経営に事実上参加している者）が暴力団等の利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県、北谷町における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。

2 入居の基本条件

北谷町共同利用型インキュベート施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、下記のとおり入居者を募集します。

(1) 利用対象者（条例第9条）

- ア 情報通信業において、技術の高度化並びに新たな事業の企画開発の研究及び事業化を目指す者
- イ 美浜メディアステーションの機能を活用し、情報通信業の振興及び人材の育成を行う者
- ウ 情報活用能力の向上を目指す者
- エ 地域の振興に資するものとして町長が適当と認めた者

①研究開発室

- ・ 沖縄振興特別措置法で定める情報通信業（以下「情報通信業」という。）
- ・ 本町の振興に資する産業 ※1

②産業支援室

- ・ 情報通信業
- ・ 本町の振興に資する産業 ※1

③事務室

- ・本町の振興に資する産業 ※1

④インキュベート室

- ・情報通信業

※1 本町の振興に資する産業とは、観光業、特産品開発、サービス業、人材育成、国際交流、外国語教育等の事業を行うことで、北谷町の産業振興に貢献することを指しております。

(2) 利用期間等（条例第12条）

- ・インキュベート室：4年以内
- ・事務室その他施設：5年以内

※施設の老朽化により、継続使用が困難となった場合、許可期間内でも使用を中止することがあります。

※許可期間内に、照明、防水、塗装、空調設備工事等を実施する可能性があるため、その場合は所有者及び使用者で協議します。

(3) 開所日及び開所時間（条例第6条・第7条）

ア 開所日：年中無休（但し、12月29日から翌年1月3日は休所日とする。）

イ 開所時間：午前零時から午後12時まで

上記ア、イと異なる開所日又は開所時間を希望する場合は、事前に町長の承認が必要。

(4) 使用料・共益費（条例第14条）

ア 使用料及び使用料の減額

使用料は、条例により定められた1㎡当たりの使用料（2,000円）に面積を乗じて計算します。

なお、使用料の減額については、条例第18条及び条例施行規則第11条に規定があります。

※ 使用料は、使用の許可を受けた日から発生します。

※ 3カ月以上使用料を滞納した場合は、使用許可を取消すことがあります。

イ 共益費

共益費については、使用料と合わせて毎月2,000円をお支払い頂きます。

※上記内容は、条例等の改正によって変更される場合があります。

(5) 個別経費

上記(4)使用料・共益費のほか、次に掲げる費用については各自負担してください。

ア 光熱水費

イ 内装工事及び設備撤去に要する費用

ウ 廃棄物の処理に要する費用

エ 原状回復に要する費用

オ その他入居施設の使用及び維持に関する費用

(6) 入居施設の内装等工事

- ア 使用許可後に、内装・設備等に関する事前協議を経たうえで、改築等承諾申請書及び添付書類（平面図、工程表、仕上表、給排水、電気・ガス配管図等）を提出していただきます。申請承諾後は、町が承諾した内容に基づき、施工をしていただきます。
- イ 原則として入居施設の内装・設備等の施工及び撤去費用は、自己負担で行っていただきます。
- ウ 使用許可期間の終了又は取り消し等による明け渡しに際しては、自己負担により原状に復していただきます。
- エ 内装・設備等の施工に際しては、工事前に他の入居者等に通知をし、騒音・振動等による苦情がないようにお願いします。
- オ 入居施設の内装・設備等の変更で生じる不利益については、町は一切の責任を負いません。

(7) その他留意事項

入居施設を使用するにあたっては、条例及び条例施行規則を遵守していただきます。

4 応募手続き

(1) 募集要項の配布期間及び配布場所

- ① 配布期間
令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）
- ② 配布場所
北谷町役場ホームページからのダウンロード

(2) 応募書類の提出

- ① 受付期間及び時間
期間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月16日（金）
※ 土日、祝日を除く
時間：午前9時～午後5時
※ 午後12時～午後1時を除く

(3) 受付場所

北谷町役場2階 建設経済部 経済振興課

(4) 応募書類

応募者は、次の書類を提出してください。応募に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、応募書類の著作権は応募者に帰属します。

応募書類は返却しないものとします。

応募書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、北谷町情報公開条例に基づき開示することがあります。公開の可否は町が判断しますが、原則公開となる旨ご留意ください。

なお、入居決定されなかった団体の応募書類についても、入居審査決定までの間に請求があった場合は同様に取り扱いします。

応募書類（法人の場合）
(1) 北谷町共同利用型インキュベート施設入居応募申込書（第1号様式）
(2) 事業計画書（第2号様式）
(3) 資金計画書（第3号様式）
(4) 収支計画書（第4号様式）
(5) 宣誓書（第5号様式）
(6) 会社概要説明書（任意様式）
(7) 事業所配置図・平面図（任意様式）
(8) 法人登記の履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
(9) 決算報告書（直近3年分）
(10) 国税及び地方税の納税証明書（直近のもの） <ul style="list-style-type: none"> i) 国税納税証明書（事務所所在地を管轄する国税事務所で発行） ⇒その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」 ii) 県税納税証明書（事務所所在地を管轄する県税事務所で発行） ⇒法人事業税、法人県民税の滞納がない旨の証明書 iii) 市町村税の納税証明書（事務所所在地の市町村で発行） ⇒法人町民税の滞納がない旨の証明書
(11) 入居応募者が補完したい資料（企業実績等）

応募書類（個人の場合）
(1) 北谷町共同利用型インキュベート施設入居応募申込書（第1号様式）
(2) 事業計画書（第2号様式）
(3) 資金計画書（第3号様式）
(4) 収支計画書（第4号様式）
(5) 宣誓書（第5号様式）
(6) 住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）
(7) 直近の納税証明書又は滞納のない証明（国税・県税・市町村税）
(8) 入居応募者が補完したい資料

(5) 提出部数

提出部数は原本1部、PDFデータ（CD又はDVD）とし、各書類一式はフラットファイル等にファイリングのうえ提出ください。

5 応募に関する質問の受付

応募者間の公平性及び公正性を確保するため、質問等については下記の方法で行います。

(1) 質問受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月18日（金）まで

(2) 受付方法

質問がある場合は、別添様式「質問票」を北谷町経済振興課に E-mail で提出してください。

(送付先：keizai-sinko@chatan.jp)

なお、誤解等を防ぐため、口頭・電話による質問（簡易な質問を除く。）及び受付期間外の質問には回答致しませんので、ご注意ください。

(3)回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月25日（金）までに、北谷町役場のホームページに掲載いたします。

なお、他の入居応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事項で、他の入居応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある質問に対しては、回答を控えさせていただく場合があります。

第4 審査基準

入居施設の使用許可は、条例第9条及び第11条で定めるほか、北谷町（北谷町経済振興課、北谷町共同利用型インキュベート施設入居者審査委員会）が下記の項目に基づき総合的に審査したうえで、北谷町長が許可を決定します。

※ ただし、応募者数が1者でも審査を行うものとし、審査委員会の審査において北谷町の要求を下回ると判断した場合は応募者数に関係なく該当なしとなる場合もあります。

※ 希望する居室については、審査結果で希望に添えない場合があります。（その場合は、協議事項とします。）

審査基準

評価項目	評価の視点
事業遂行能力	これまでの経験や実績、技術力、意気込み、組織体制、資格保持者数等
将来性・実現可能性	事業計画における事業内容、資金計画、収支計画、先駆性、独自性等
情報通信業の振興・人材育成	情報通信業の振興及び人材の育成等
地域貢献	地域産業の振興への貢献、地域社会の問題解決への貢献、入居企業等との連携・協働等

※ 審査結果については、7月上旬を目途に入居応募者全員に通知します。なお、審査結果に対する異議等については一切応じられませんので、ご了承ください。

第5 お問い合わせ先

●応募に関すること

北谷町役場 建設経済部 経済振興課

〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号

TEL : 098-982-7701 / FAX : 098-926-2174

E-mail : keizai-sinko@chatan.jp

●施設に関すること

北谷町美浜メディアステーション管理事務所

〒904-0115 沖縄県中頭郡北谷町字美浜16番地2

TEL : 098-926-5140

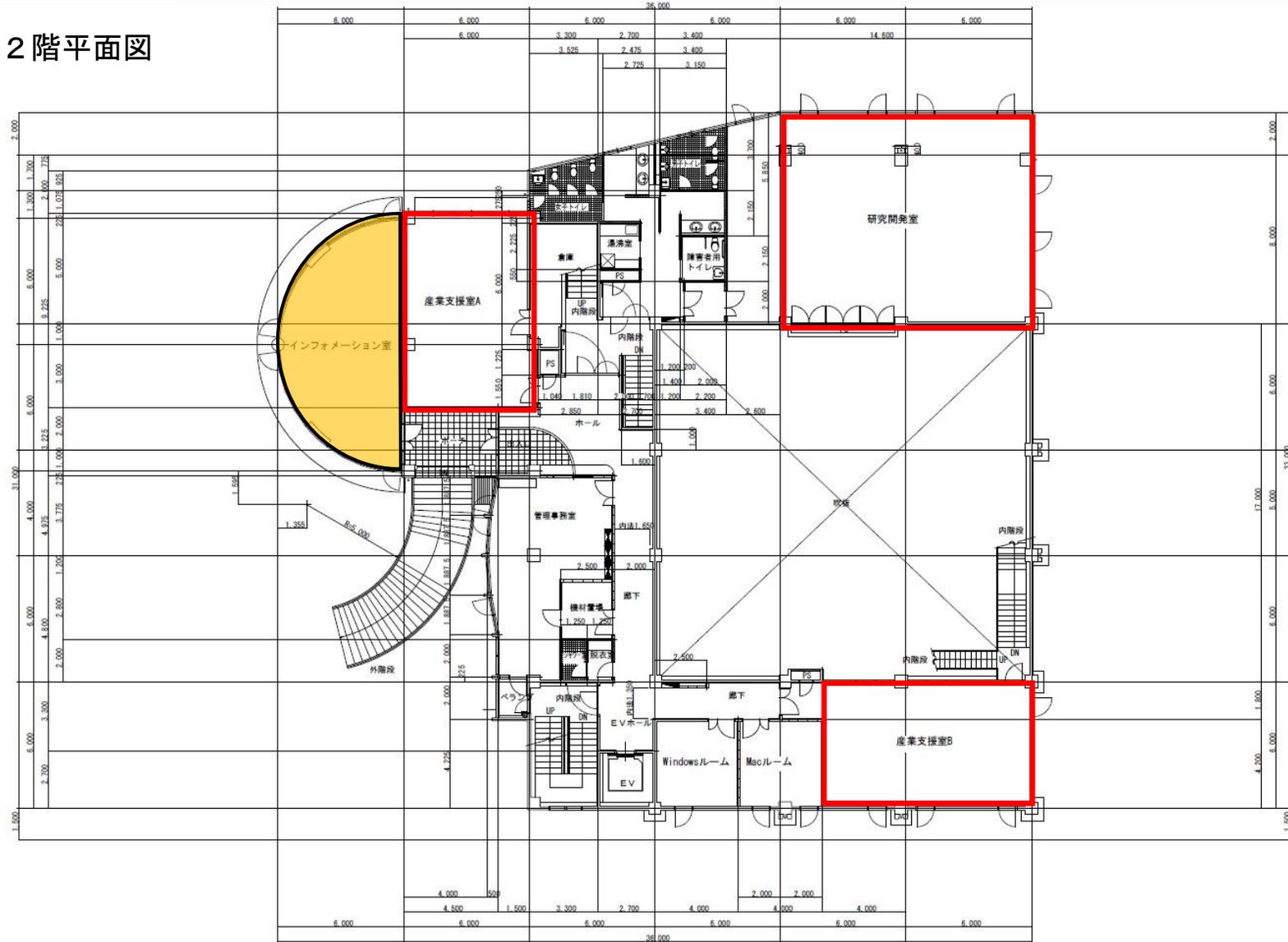
FAX : 098-926-5141

第6 その他

- 応募書類の内容について、ヒアリングを行うことがあります。
- 入居施設の使用許可には管理運営上必要な条件を付します。この条件に違反した場合は、町は当該許可を取り消すことがございます。

第7 美浜メディアステーション平面図

2階平面図



募集居室



入居中 (使用中)

第8 様式・資料等

様式・資料等については、北谷町ホームページからダウンロードしてください。

【様式】

- 第1号様式 北谷町共同利用型インキュベート施設入居応募申込書
- 第2号様式 事業計画書
- 第3号様式 資金計画書
- 第4号様式 収支計画書
- 第5号様式 宣誓書

【資料】

- 資料1 北谷町共同利用型インキュベート施設の設置及び管理に関する条例
- 資料2 北谷町共同利用型インキュベート施設の設置及び管理に関する条例施行規則